

## 清水町インターンシップ実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町が職業意識の向上及び町政に対する理解を深めることを目的に行う就業体験実習（以下「インターンシップ」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、高等学校（以下「大学等」という。）の学生及び生徒（以下「学生等」という。）とする。

### (学生等の受入手続)

第3条 大学等は、インターンシップを希望するときは、清水町インターンシップ受入申込書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申込みがあったときは、次に掲げる事項に照らした上でその可否を決定し、清水町インターンシップ受入可否決定通知書（様式第2号）により、大学等に通知するとともに、清水町インターンシップの取扱いに関する協定書（様式第3号）により、当該学生等が在籍する大学等と協定を締結するものとする。

- (1) インターンシップを希望する目的、理由等が適当と認められること。
- (2) インターンシップを行う所属（以下「実習先」という。）の業務に支障がないこと。

### (募集)

第4条 町は、毎年度6月末日までに、当該年度におけるインターンシップの募集期間及び募集内容を公表するものとする。

### (インターンシップの期間及び時間)

第5条 インターンシップの期間は、受入れを決定した学生等（以下「実習生」という。）毎に、7月から9月までの間において、原則として1週間以内で定めるものとする。

2 インターンシップの時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、別にその時間を定

めることができるものとする。

(実習生の身分及び報酬等)

第6条 実習生は、在籍する大学等の学生等としての身分を保有したままインターンシップを行うものとし、町の職員としての身分を付与しないものとする。

2 実習生には、報酬、賃金、手当及び旅費その他一切の金品を支給しないものとする。

(服務)

第7条 実習生は、インターンシップ期間中は実習先の職務に専念し、法令及び町の条例等を遵守するとともに、町職員の指揮及び監督に従わなければならない。

2 実習生は、町の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

3 実習生は、インターンシップで知り得た情報を漏らしてはならない。インターンシップを終えた後も同様とする。

4 実習生は、個人情報の取り扱いについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) インターンシップで知り得た個人情報を、インターンシップの目的以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならないこと及び個人情報を使用する場所について町の指示によること。

(2) 町職員の指示又は承諾があるときを除き、インターンシップのために個人情報が記録された公文書等町の所有する資料を複写し、又は複製してはならないこと。

5 実習生は、病気、事故等によりインターンシップを行うことができないときは、あらかじめ実習先にその旨を連絡しなければならない。

(誓約)

第8条 実習生は、第3条第2項の規定による受入れの決定を受けたときは、誓約書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 実習生が在籍する大学等は、前項の誓約書に記載された遵守事項について、指導するものとする。

(インターンシップの中止)

第9条 次の各号に掲げるいずれかの事項に該当すると認めるときは、インターンシップを中止することができる。

(1) 実習生が第7条に規定する服務義務に反する行為を行ったとき。

(2) インターンシップを継続することにより実習先の業務に支障が生じたとき又は生じるおそれがあるとき。

(3) インターンシップの目的を達成することが困難であると認められるとき。

2 前項の規定によりインターンシップを中止するときは、その旨を実習生の在籍する大学等に通知するものとする。

(インターンシップにおける事故責任等)

第10条 実習生又は大学等は、インターンシップにおける事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、インターンシップ中に発生した事故に関して、自らの責任において対処しなければならない。

2 実習生は、故意又は過失により第7条第2項から第4項の規定に反する行為により町又は第三者に損害を与えたときは、その責任を負わなければならない。

(実習内容等の証明)

第11条 町は、大学等から実習生のインターンシップの内容等についての証明を求められたときは、これに応じるものとする。

(報告)

第12条 実習生は、インターンシップが終了したときは、速やかに清水町インターンシップ体験報告書(様式第5号)を提出しなければならない。この場合において、大学等で定められた報告書があるときは、これを添付するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

清水町インターンシップ受入申込書

大学等名	
------	--

清水町インターンシップ実施要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1 希望する学生

優先順位	大学等名	学部等	学科・年次等	氏名	(フリガナ)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

※受入人数の制限を行う際に「優先順位」が上位の学生から受入を行いますのでご注意ください。

※行数が足りない場合は適宜追加してください。

2 学生実習生希望調書 別添のとおり

(※希望調書は各学生等が作成し、本申請書とともに提出してください。)

3 大学等におけるインターンシップ担当者

住所	〒				
協定書を締結する大学等の代表者名					
部署名		職名	氏名		
電話番号	電子メールアドレス		緊急時の連絡先（携帯電話等）		

# 清水町インターンシップ事業 参加希望調書

令和 年 月 日記入

ふりがな						
氏名		性別		生年月日		
現住所	〒				写真添付欄 縦4cm×横3cm 白黒・カラーは 問わない	
電話番号						
E-mail	@					
緊急連絡先	(氏名・続柄)			(連絡先)		
所属 専攻 資格等	学校名		学部名		学科・コース	
					学年	
	専攻	具体的な学習・研究内容				
	Word		Excel		語学力	
	<input type="checkbox"/>	文書の作成ができる	<input type="checkbox"/>	単純な表が作成できる		
<input type="checkbox"/>	図や表を使った資料が作成できる	<input type="checkbox"/>	簡易な関数を用いた表が作成できる			
その他 資格						
自己PR						
第一希望 希望理由	希望職場名					
第二希望 希望理由	希望職場名					
第三希望 希望理由	希望職場名					
応募多数の場合、 他受入職場での実習希望		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	実習可能期間		

第 号  
年 月 日

様

清水町長 関 義弘 印

清水町インターンシップ受入可否決定通知書

先に申込みいただきましたインターンシップの受入れの可否につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 学生氏名

2 受入れの可否 可 ・ 否

【否の場合、その理由】

3 その他 受入れの内容及び提出書類については別紙のとおり

担当：清水町役場総務課人事係  
電話：055-981-8231

様式第2号（第3条関係）

【別紙】

1 受入内容

学生氏名	受入部署	研修期間	研修内容

2 提出書類

- (1) 清水町インターンシップの取扱いに関する協定書（様式第3号）2部  
※ 清水町で押印後、1部を送付する。
- (2) 誓約書（様式第4号）1部
- (3) 傷害保険及び損害賠償保険の加入を証明する書類の写し 1部

様式第3号（第3条関係）

清水町インターンシップの取扱いに関する協定書

清水町インターンシップ実施要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定に基づき、清水町（以下「甲」という。）と（大学等名）（以下「乙」という。）の間において、インターンシップの取扱いについて、以下のとおり協定を締結する。

第1 学生等実習生の受け入れ

甲は、乙に所属する学生等の職業意識の向上及び町政に対する理解を深めることを目的として、乙に所属する別紙学生等実習生名簿記載の学生等を学生等実習生として受け入れるものとする。

第2 実習期間

学生等実習生の実習期間は、別紙学生等実習生名簿記載のとおりとする。

第3 実習時間

学生等実習生が実習を行う時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、甲が必要と認めるときは、別に実習時間を定めることができる。

第4 学生等実習生の身分及び報酬等

- (1) 甲は、学生等実習生に対し、町の職員としての身分を付与しないものとする。
- (2) 甲は、学生等実習生に対して報酬、賃金、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。

第5 学生等実習生の服務

- (1) 学生等実習生は、在籍する大学等の学生等としての身分を保有したまま、実習を行うものとする。
- (2) 学生等実習生は、実習期間中は実習に専念し、法令（町の条例、規則等を含む。）を遵守するとともに、町職員の指揮及び監督に従わなければならない。
- (3) 学生等実習生は、町の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- (4) 学生等実習生は、実習上知り得た情報を漏らしてはならない。その実習を終えた後も、また、同様とする。
- (5) 学生等実習生は、個人情報の取り扱いについて、次の各号を遵守しなければならない。
  - ア 学生等実習生は、この実習に関して知り得た個人情報を実習を行うため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。また、個人情報を使用する場所についても町の指示によることとする。
  - イ 学生等実習生は、町の指示又は承諾があるときを除き、この実習を行うために町から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- (6) 学生等実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができないと



きは、あらかじめ受入所属にその旨連絡しなければならない。

#### 第6 実習の中止

- (1) 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、実習を中止することができる。
  - ア 学生等実習生が要綱第7条の規定による服務義務に反する行為を行ったとき。
  - イ 実習を継続することにより業務に支障が生じ、又は生じるおそれがあるとき。
  - ウ 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。
- (2) 甲は、(1)の規定により、実習を中止する場合は、その旨を乙に通知するものとする。

#### 第7 実習に係る事故責任等

- (1) 乙又は学生等実習生は、実習期間中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。
- (2) 学生等実習生が、故意又は過失により要綱第7条第2項又は第3項の規定に反する行為により、甲又は第三者に損害を与えたときは、学生等実習生は、これらに対して責任を負わなければならない。

#### 第8 実習の証明

甲は、乙が学生等実習生の実習内容等についての証明を求めたときは、これを応じるものとする。

#### 第9 個人情報の保護

甲は、実習生の個人情報を本実習の目的のみに使用するものとし、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

#### 第10 その他

この協定に定めのない事項及び疑義が生じたとき並びに変更の必要が生じたときには、甲乙協議の上、決定するものとする。

#### 附 則

本協定は、締結の日から発効する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲)

(乙)



## 誓 約 書

年 月 日

清水町長 様

大学等名

氏 名



私は、貴町においてインターンシップの実習を受けるに当たり、下記の事項を遵守することを誓います。

### 記

- 1 実習期間中は、実習に専念し、法令（貴町の条例、規則等を含む。）及び清水町インターンシップ実施要綱に従い、かつ貴町職員の指揮及び監督に従います。
- 2 実習期間中は、貴町の信用を傷付け、又は不名誉となるような行為を行いません。
- 3 実習上知り得た情報（公開されているものを除く。）は、一切漏らしません。実習を終えた後も、また、同様とします。
- 4 上記の事柄に反する行為を行ったときは、清水町及び損害を受けた第三者に対して責任を負います。  
また、実習中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては自らの責任で対応します。
- 5 病気等のため予定されていた実習を受けることができないときは、あらかじめ受入所属にその旨連絡します。
- 6 インターンシップ終了後速やかに清水町インターンシップ体験報告書（様式第5号）又は大学等において定められたこれに準ずる報告書を町長に提出します

様式第5号 (第12条関係)

清水町インターンシップ体験報告書

清水町長 様

提出日: 年 月 日

学校・学部学科名		学年	
氏 名			
受 入 部 署			
研 修 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
研 修 内 容			
以下の質問について、該当する番号に○をつけてください。			
A インターンシップの経験はどのようなものでしたか。 1 とても良い経験だった      2 良い経験だった      3 それほどでもなかった			
B インターンシップの実施時期は適切でしたか。 1 適切だった      2 適切ではなかった ⇒ (      ) 月頃なら良かった			
C インターンシップの期間は適切でしたか。 1 長い      2 ちょうど良い      3 短い			
D インターンシップに参加して、清水町役場の仕事への関心は高まりましたか。 1 とても高まった      2 高まった      3 あまり変わらなかった			
E あなたは、将来、清水町の職員として仕事をしてみたいと思いますか。 1 思う      2 思わない      3 わからない			
感想・意見要望など (自由記述欄)			